

# 一般社団法人日本疫学会定款施行細則

一般社団法人日本疫学会（以下、「当法人」という）定款に基づき、次の通り施行細則を定める。

## 疫学研究推進グループに関する細則

定款第2条に基づき、疫学研究推進グループについて定める。

（設置）

第1条 様々な領域の疫学調査研究を推進するために、理事会はその決議により、各種の疫学研究推進グループを設置することができる。

（目的）

第2条 グループの活動は、各種の疫学調査研究の進歩発展や情報交換を図ることを目的とする。

（申請）

第3条 グループを設置しようとする代表者は、設置趣意書を作成して理事会に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 代表者は、当法人が認定する上級疫学専門家とする。代表者の変更がある場合には、速やかに理事会に変更届を提出する。グループの活動メンバーは、原則的に日本疫学会会員とする。

3 理事会は、代表者に対して申請内容のさらなる説明を求めることができる。

（活動）

第4条 グループの活動に関する事項は、グループごとに別途定めて、毎年その内容と活動メンバーを理事会に報告することとする。

2 活動期間は、承認された年度から次々年度の社員総会までとする。なお、活動期間を延長する場合は、最終年度に原則2年の延長申請を行い、再度理事会の承認を得ることとする。延長申請回数に制限は設けない。

3 グループは、当法人の正会員と非会員の専門家の交流ならびに研究連携を図る活動を行うこととし、学術総会等で活動内容について発表することができる。

4 グループ活動に対し、当法人や学術総会から原則、経済的支援は行わない。

（活動の停止）

第5条 グループが次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会は当該グループの活動を停止することができる。

1. 日本疫学会の定款および本細則に違反したとき。

2. 日本疫学会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

（細則の改正）

第6条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

1 本細則は、2020年10月22日から施行する。